

平成 29 年 8 月 28 日  
JRAD パラ第 1404006 号

パラ馬術育成強化選手の追加に関する規程  
及び、平成 30 年度育成選手選考規程

一般社団法人日本障がい者乗馬協会  
パラ馬術競技本部本部長 三木則夫

(目的)

平成 29 年 8 月 5 日、6 日に開催した「パラ馬場馬術 2017.8 競技会：御殿場市馬術スポーツセンター」の競技結果をもって育成強化選手の選定を行ったが定員の 5 名に満たなかったため残り 3 名枠について再募集を行うこととする。

また、平成 30 年度育成選手の選考対象競技会について周知することとする。

1. 対象期間

- (1) 平成 29 年度育成選手再募集（指定対象期間：平成 29 年 10 月～平成 29 年 12 月末）
- (2) 平成 30 年度育成選手（指定対象期間：平成 30 年 1 月～平成 30 年 12 月末）

2. 選考対象

- (1) 日本国籍を有し、一般社団法人日本障がい者乗馬協会（以下「JRAD」という）の団体登録と日本馬術連盟の選手登録が完了していること。
- (2) FEI クラシフィケーション（グレード）が確定していること。（国内暫定含む）  
※国内暫定⇒国内\_クラシフィケーション（グレード）が確定している事。
- (3) 健康上の問題がなく、馬術競技を行なう上で心身ともに適した状態である事。
- (4) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し日本の代表となり得るもの。

3. 選考基準

(1) 平成 29 年度育成選手再募集

平成 29 年 10 月 21 日、22 日に開催する「第 63 回東京馬術大会：御殿場市馬術スポーツセンター」のチームテストと個人チャンピオンシップテストの合計点の上位 3 名。また、前記競技会で 3 名に満たなかった場合は、平成 29 年 11 月 10 日～12 日に開催する「第 1 回全日本障がい者馬術大会（第 25 回全国障がい者馬術大会）：三木ホースランドパーク」のチームテストと個人チャンピオンシップテストの合計点の上位より選出する。

※平成 29 年度の強化指定選手は対象者とならない。

(2) 平成30年度育成選手

平成29年10月21日、22日に開催する「第63回東京馬術大会：御殿場市馬術スポーツセンター」及び「第1回全日本障がい者馬術大会（第25回全国障がい者馬術大会）：三木ホースランドパーク」の2大会のチームテストと個人チャンピオンシップテストで、いずれかの大会の高い成績より上位5名を選出する。

但し、チームテストと個人チャンピオンシップテストの完走者に限る。

4. 選考見直し

(1) 育成強化選手の見直しは、平成29年度については行わない。

5. 育成強化選手の決定

(1) 対象選手の認定

パラ馬術競技本部にて選考委員会を開催し選考後、JRAD事務局より育成強化選手認定の通知を行い、承諾書の提出を持って育成強化選手として認定する。

(2) 育成強化の撤回

育成強化選手に認定した選手であっても行動指針に反する行為や、アスリートとしての適格性に欠ける状態や行為があった場合 JRAD は当該選手の育成強化選手認定を撤回することができる。また、怪我や故障などで年度内での選手活動の続行が困難と判断した場合、育成強化選手を撤回する事ができる。

(3) その他

(ア) 育成強化選手は年1回の健康診断を受診し、診断結果の提出を義務付ける。

(イ) 強化合宿の参加は必須となり、正当な理由なく不参加の場合は、育成強化指定を解除する。

(ウ) 強化合宿および競技会にかかる参加費用は原則選手の個人負担とする。但し、寄付や助成があった際に、補助が出る場合がある。

(エ) 選考結果に対する異議申し立ては、選考が選考基準に則って行なわれていないとき、もしくは選考過程で情実があった場合にのみ行なう事ができる。

選手はJSAA（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構）に異議申し立てをする権利を有する。JRADはJSAAによる仲裁を応諾する。

以上